

磐梯町で住宅を取得した方へ



住宅取得費用の一部 を助成します！

町内に居住されている方、
または、県内から移住された場合

最大 **210** 万円

県外から移住の場合

最大 **300** 万円

※予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります

詳しくは裏面をご覧ください▶▶

住んで「ばんだい」住宅取得支援事業補助金概要

対象となる方

- ① 補助金交付年度内に移住もしくは定住が完了していること
- ② 対象住宅の所有者(持ち分が2分の1以上)であること
- ③ 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- ④ 旧住所地の市区町村税についても滞納がないこと
- ⑤ 世帯全員が暴力団員等でないこと



補助対象住宅要件

- ① 基準日が令和6年4月1日以降であること
(新築の場合は建築基準法の規定による検査済証の発行日、住宅購入の場合は売買契約の締結日)
- ② 建築基準法等の関係法令に適合していること
- ③ 居住住宅の延べ床面積は、「一般型誘導居住面積水準」を満たすこと
- ④ 昭和56年5月31日以前の旧耐震住宅で建築された住宅を取得する場合には、耐震診断を完了していること
- ⑤ 不動産登記を行うことが可能であること
- ⑥ 三親等以内の親族から取得したものでないこと

補助額

住宅取得に係る経費の1/2を乗じた額と、次の表の基本額と加算額の合計のいずれか低い額となります。

基本額	※補助対象経費にならないもの 1. 土地取得費 2. 外構工事等に要する経費 3. 併用住宅における住宅部分以外に係る経費 4. 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費		県外からの移住		県内から移住・町内で定住	
			新築住宅 140万円 ※1	中古住宅 100万円～ 120万円 ※2	新築住宅 70万円	中古住宅 50万円
加算額	1. 年齢に関する加算額	20歳から30歳未満に該当する場合 ※4	20万円～50万円 ※3		30万円	
		30歳から40歳未満に該当する場合 ※4			10万円	
	2. 子育て世帯に関する加算額	子ども1人あたり 25万円※5 (加算額合計は上限100万円とする)			25万円～100万円	
	3. 就業や雇用の促進に関する加算額	・町内事業所に従事する場合 ・認定農業者、認定新規就農者に該当する場合	10万円 ※3		10万円	
最大補助額			300万円	280万円	210万円	190万円

※1:来て「ふくしま」住宅取得支援事業(県補助)による基本額 70万円を含む

※2:来て「ふくしま」住宅取得支援事業(県補助)による基本額 50万円又は70万円を含む

※3:来て「ふくしま」住宅取得支援事業(県補助)による基本額 10万円を含む

※4:世帯主の基準日時点の年齢

※5:18歳に達する月以降の最初の3月31日まで就労していない子がいる世帯

- ・申請を希望する方は、申請の2週間前までにご相談ください。
- ・補助対象住宅の契約日から6ヶ月以内に行政経営課へ申請してください。(土日祝日除く)
- ・申請書等の様式は行政経営課で配布するほか、ホームページにも掲載しています。